

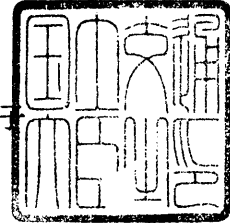


認 定 書

国住指第1424号
平成14年2月4日

チヨダウーテ株式会社
代表取締役社長 平田晴久 様

国土交通大臣 林 寛子



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項（同法88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行令第1条第五号（準不燃材料）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
QM-9086
2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称
両面ボード用原紙張／珪藻土・ゼオライト混入せっこう板
3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容
別添の通り

認定番号	準不燃(個)第2985号	認定年月日:平成12年5月29日
品目名	両面ボード用厚紙張珪藻土・ゼオライト ト混入石膏板(化粧) 商品名 チヨダアドラ準不燃さわやか押入れ せっこうボード	申請者名:チヨダウーテ(株) 三重県四日市市住吉町15-2 TEL(0593)63-5555 工場名:砂川工場 北海道砂川市豊沼町1 TEL(0125)54-2110 千葉工場 千葉県袖ヶ浦市北袖12 TEL(0438)63-2511 袖ヶ浦工場 千葉県袖ヶ浦市南袖44 TEL(0438)62-4111 四日市工場 三重県三重郡川越町高松928 TEL(0593)63-5563 貝塚工場 大阪府貝塚市港16-1 TEL(0724)31-5211 岡山工場 岡山県玉野市田井6-9-1 TEL(0863)32-3551 下関工場 山口県下関市彦島迫町7-1-1 TEL(0832)67-6464

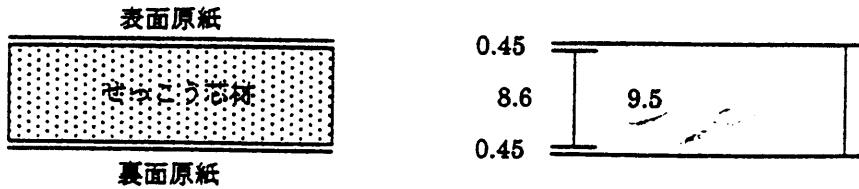
耐火五六九号

1. 主たる用途 建築物の壁又は天井
2. 試験機関名 (財)日本建築総合試験所 受託番号 III C-99-334
3. 製品の形状、寸法等 (単位 mm)

1) 形 状	平板
2) 表面の形状	平滑
3) 厚 さ (mm)	9.5±0.5
4) 大 き さ (mm)	標準寸法 幅×長さ: 910 × 1,820 最小寸法 幅×長さ: 455 × 455 最大寸法 幅×長さ: 1,212 × 4,500
5) か さ 比 重	0.80±0.05
6) 質 量 (kg/m ²)	7.6±0.5
7) 含 水 率 (%)	7以下
8) 曲げ破壊荷重 (N)	360以上 (JIS A 6901による)

4. 防火処理の概要 なし

5. 構成(組成)、断面図(単位 mm)



- 1) 表面材 化粧せっこうボード用原紙 厚さ 0.45mm
 質量 250g/m²
 (表面印刷化粧: セルローズ樹脂系... 質量 6.5g/m² (固))
- 2) 芯材 珪藻土・ゼオライト混入石膏板 厚さ 8.6mm
 せっこう 質量 7.1kg/m²
- | | | |
|-------------|----------------|------|
| 組成
(質量%) | 二水せっこう | 74.0 |
| | 混和材(珪藻土、ゼオライト) | 25.0 |
| | 分散剤 | 0.5 |
| | 接着補強剤 | 0.4 |
| | 発泡剤 | 0.1 |
- 3) 裏面材 せっこうボード用原紙 厚さ 0.45mm
 質量 250g/m²

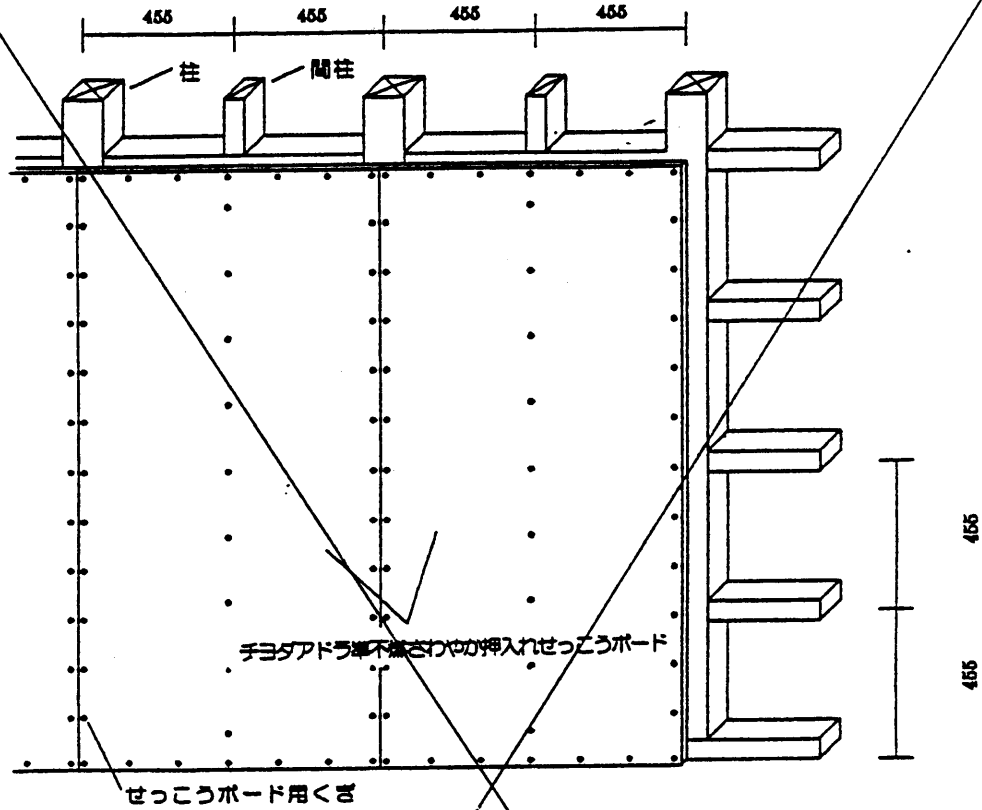
6. 施工仕様(標準施工例)

- 1 壁下地及びボード張り
- 1) 間柱の間隔は、約455mmとする。
 胴縁は、床より高さ900mmまでは約455mm、その他の間隔は約600mmとする。
 - 2) くぎでボードを取り付ける場合、周辺部は150mm以内とし、へりより10mm位内側に、また中間部は200mm以内の間隔で留める。
 - 3) くぎ、接着剤併用で留める場合は、くぎ留め間隔を300~500mmとしても良い。
 - 4) 鋼製下地の場合は、スクリー留め間隔は、周辺部220mm以内とし、中間部は300mm以内とする。
- 2 天井下地及びボード張り
- 1) 野縁は、約455mm間隔に格子組とする。
 - 2) ボードのくぎ留め間隔は、周辺部は120mm以内、中間部は150mm以内とする。
 ただし接着剤と併用で取り付ける場合は、200~400mmの間隔としてもよい。
 - 3) 鋼製下地の場合、スクリー留め間隔は、周辺部は150mm以内、中間部は220mm以内とする。
- 3 取り付け金具(くぎ又はスクリーなど)
- 1) 取り付け金具は、亜鉛めっきなどの錆留めをしたものを使用する。
 - 2) くぎの長さはボード厚の3倍程度とする。
 - 3) スクリーは裏面に10mm以上の余長が得られる長さのものを使用する。
- 4 目地
- 1) 目地は、継目処理、突付け、目すかし、又は金属ジョイナー工法で行う。
 - 2) 目すかしの場合は、準不燃材料以上の敷目板を使用する。

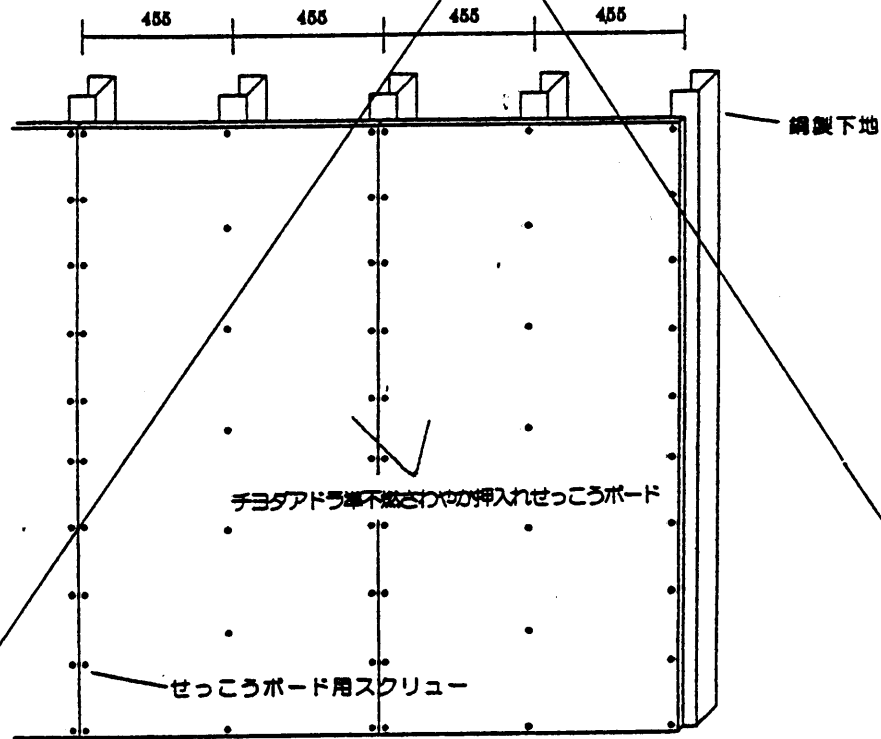
耐火五六九号

7. 標準施工図 (単位 mm)

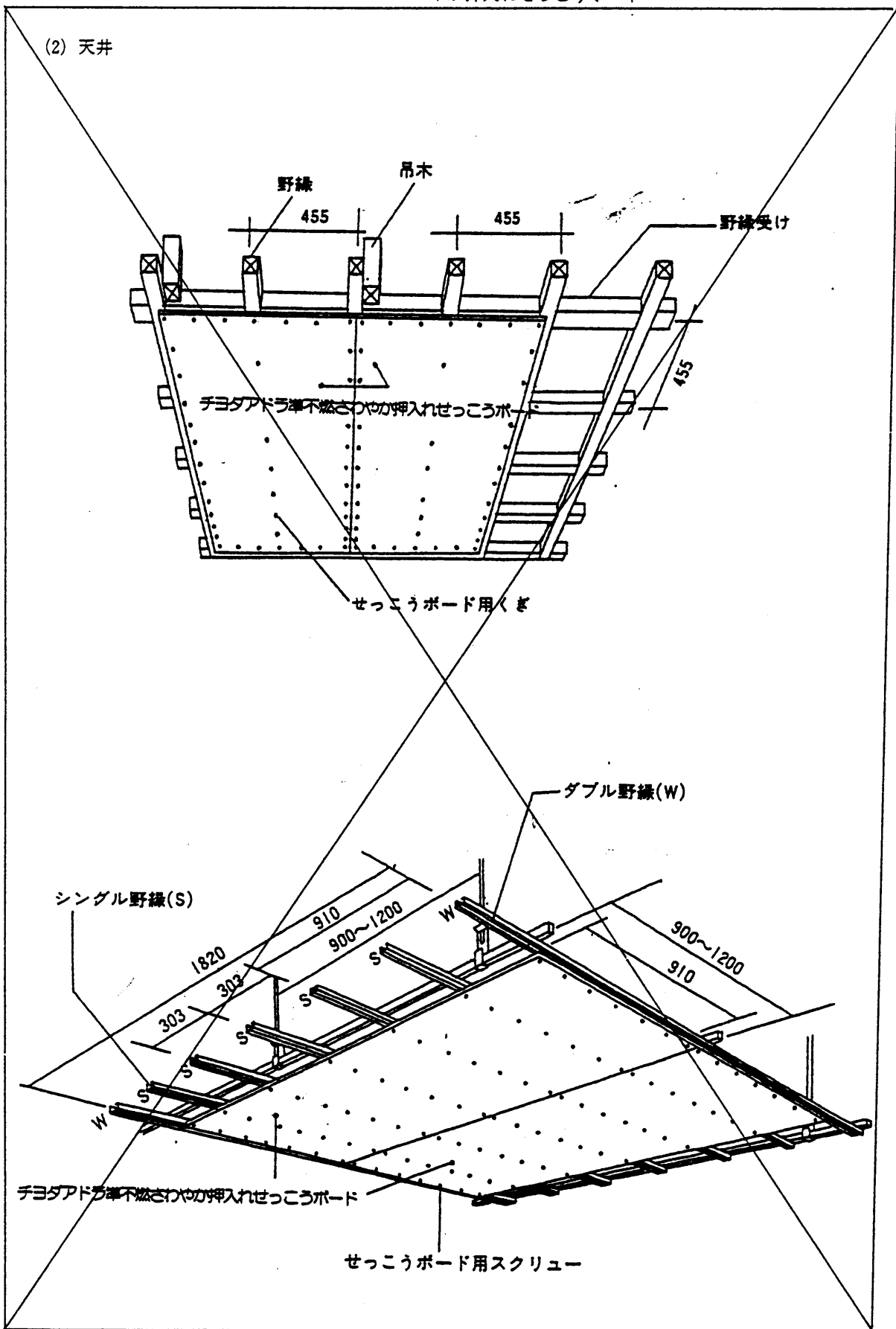
(1) 壁



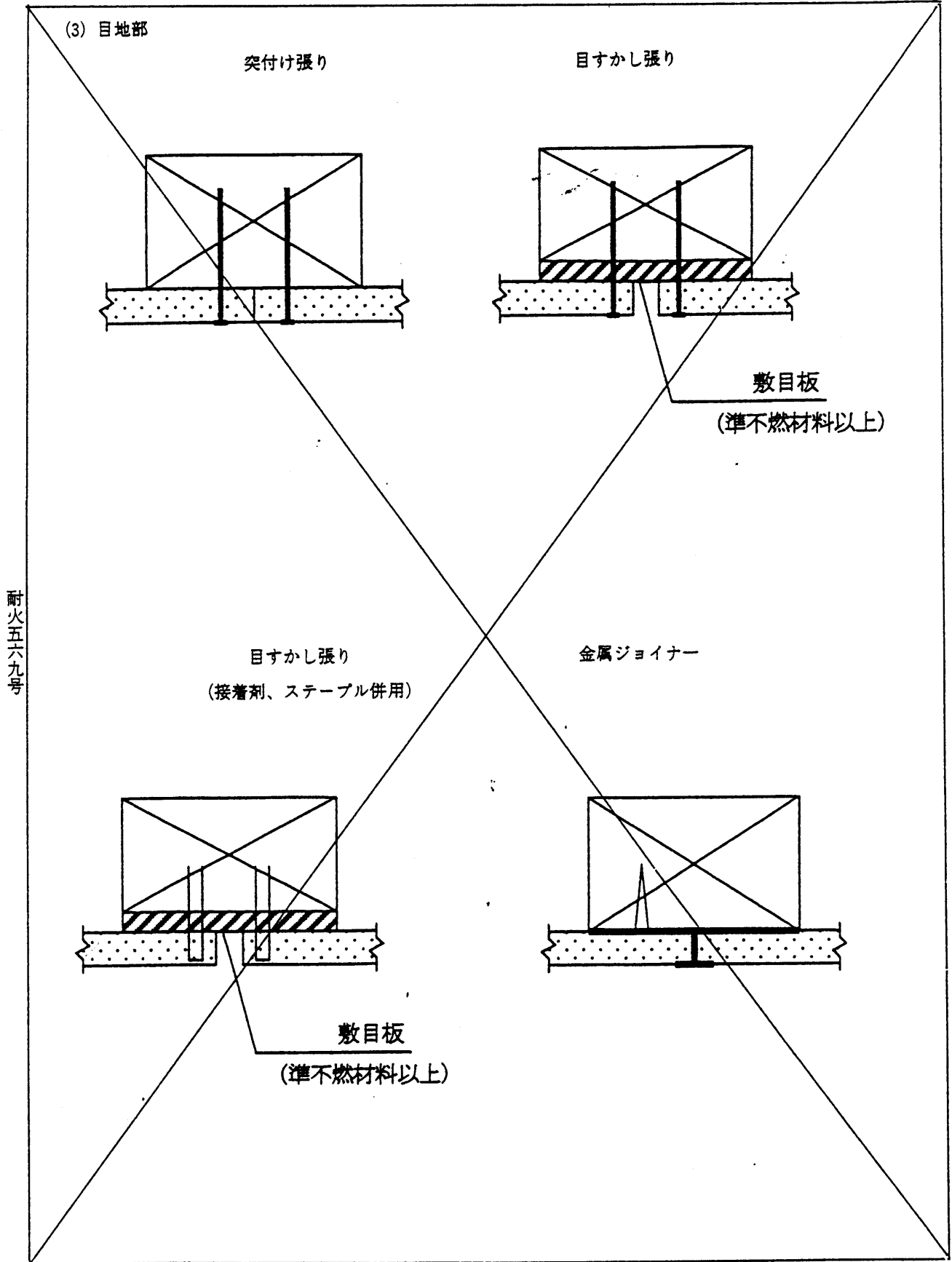
耐火五六九号



(2) 天井



耐火五六九号



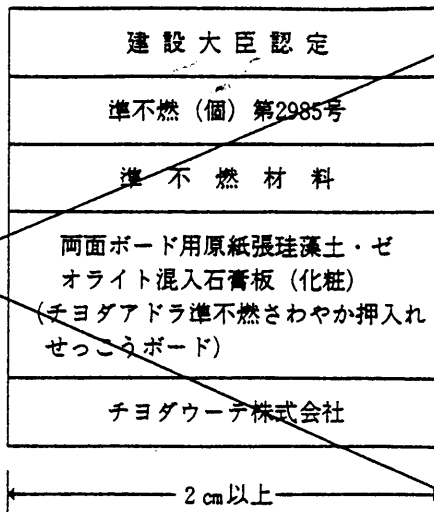
耐火五六九号

8. 施工管理

施工は、チヨダウーテ株式会社が責任をもって、「標準施工技術指導書」及び「検査要領書」に基づき施工者を指導する。

9. 表示及び報告

- 1) 製品及びその包装に右の表示マークを貼付、押印その他の方法で表示する。
- 2) 現場施工完了後、施工部位一室につき2カ所以上の表示マークを貼付する。なお、見え隠れとなるものについては、できるだけ点検可能な部分に表示マークを貼付する。
- 3) 毎年度、本製品の生産実績、販売実績(又は使用実績)、工場における品質管理の状況等を当該年度終了後1カ月以内(4月1日~4月30日)に建設大臣に報告する。



耐火五六九号